

学校法人国際医療福祉大学研究活動に関する行動規範

平成21年7月15日
改 平成27年3月12日
学校法人国際医療福祉大学

本学は、「保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を育成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を育成することを目的とする」と学則で定めている。

本学教員は、研究活動を行うにあたり、真実に忠実であるとともに社会の保健医療福祉に貢献する責任があることを常に自覚し、自らを厳しく律するだけでなく教育者として研究者の真のあり方について学生を正しく指導する責任がある。

この基本的認識の下に、本学は研究活動に関する行動規範を以下のように策定する。

（研究者の役割）

1. 研究者は、真理を探究し、あるいは独創的な研究活動を行うとともに、その成果を活かして人類の健康と福祉に貢献する責任を有する。

（自己研鑽）

2. 研究者は、深い思考と広い視野のもとに自らの専門性の向上に努める。

（教員としての自覚と責任）

3. 研究者は、教員として学生に与える影響を考慮し細心の注意をもって正しく行動し、また、研究者の真のあり方について学生を指導する責任を有する。

（差別の排除）

4. 研究者は、人種、性、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、真実に忠実であり公正・公平を旨とする。

（守秘義務）

5. 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

（不正行為の排除と法令の遵守）

6. 研究者は、自らを厳しく律して、データの捏造、改ざん、盗用、あるいは偏ったデータの提示など、真実から逸脱する行為を行わず、また加担しない。研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（倫理・安全の重視）

7. 研究者は、人を対象とした研究活動を自ら行いまたは指導する場合には、本学の定める「倫理審査委員会規程」および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、人格を傷つけあるいは軽視する行為は行わない。組換えDNA 実験を行う場合は「組換えDNA 実験安全管理規程」を遵守して安全を確保し、また、動物に対しても「動物実験規程」を遵守し真摯な態度でこれを扱う。

（利益相反）

8. 研究者は、自らの研究行動について、利益相反の発生に十分に注意し、「国際医療福祉大学利益相反ポリシー」に基づき、利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。